# 資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項		是正を求める事項	措置の内容
泉北府税事務所	下記工事について、既存の和式トイル 当額を公有財産台帳から減額しなかった 産と費用の額を誤ったことから、本来記 が公有財産台帳に登録されていなかった	たこと、また資 十上すべき金額	ため、速やかに修正を実施されたい。	府公有財産台帳等処理要領等に基づき、改めて積算した除却相当額及び新設取得価格を工事完了日時点で修正登録し、適正な価額に是正した。
	工事完了日:令和3年3月 <b>26</b> 日 (検査日:令和3年3月 <b>2</b>	6日)	細設計費など)も含めて資産として計上する。	また、公有財産台帳の修正により財務会計システムに生じた差額について、過年度修正損益として修正した
	契約名称	契約名称    金額		今後は、担当職員の研修参加やマニュアル等の周知 等により、事務処理の適正化を図る。
	2階男子・女子トイレ洋式化改修他工事	1, 833, 700円		
			【5】除却・取替処理方針 1 売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合 次の方法で台帳から除却を行う。 (2)1財産の一部を滅失した場合 ⇒除却した部分相当額を減額する。	

# 通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
対象受検機関  女性相談センター		手当について、特別を 対象期間 令和2年10月から 令和3年3月まで	休暇等により	) 勤務実績のプ	1件あった。		
						【職員の通勤手当に関する規則の運用について(通知)】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10 月1日とする。	

## 管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
女性相談センター	に精算	を行い、支		こ精算させなけ	₹費の確定後 <b>30</b> 日以内ければならないが、とけあった。	必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。 【地方自治法施行令】	告を行うとともに、管外旅費の精
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日		
	A	滋賀県	令和2年4月9日	3, 950円	令和2年5月 <b>22</b> 日		
	В	和歌山県	令和2年7月 <b>20</b> 日	$1  9  000 \mid 1 \mid 1  \triangle + 1  9  E  9  E  9  E  1  E $	(概算払)    第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払	底するとともに、管外出張を行う	
						をすることができる。 一 旅費  【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その 債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受け た者に精算させなければならない。	職員に対し、速やかに精算報告を 行うよう指導するなど、法令等に 基づき適正な事務処理を行う。
						債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受け	

# 備品管理の不備

対象受検機関		検出事項				是正を求める事項	措置の内容	
大阪障害者職 業能力開発校	備品出納簿に記きなかった。	載されている下記の備品につ	ついて、実査したところ	検出事項について、現物が確認で きない原因を特定し、速やかに是正 措置を講じるとともに、法令等に基	用決定せずに廃棄したことによる			
	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	づき、適正な事務処理を行われたい。		
	機械器具類	OA器具類 パソコン (システムネッ トワーク)	平成17年3月30日	1	889, 403円	(物品の出納の通知及び帳簿の 記載)		
					ΕΓ-★ /+Δ	第80条 物語 では、	今後は、備品出納簿と現物の確認を定期的に行い、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月2日)

# 時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
中部農と緑の総合事務所	の実績の入力を行い、直持	接監督責任者は総務事務 か確認しなければならない	た場合には、速やかに時間が システムにより、職員の時間のが、ともに当該行為を怠った。 体あった。 延べ件数 1件	間外勤	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。	動務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、総務サービス課に依頼し、追給を行った。また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するように周知した。今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年10月29日)

# 決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
南河内農と緑の総合事務所	経費支出伺書(支出負担行為)の決裁が業務開始後に行われているものがあった。 業務名称:岩湧の森四季彩館トイレ設備補修作業(1)作業履行日 :令和2年12月16日(2)請求日 :令和3年3月8日(3)経費支出伺書の起案日:令和3年3月9日(4)経費支出伺書の決裁日:令和3年3月10日(5)支出負担行為額:9,900円(役務費)、27,500円(維持需用費)	横出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期ア 競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。	検出事項は、会計事務について財務規則を十分に確認しないまま処理したことが原因で生じたものである。 会計事務の不備に関し、財務規則に基づく適正な事務処理の徹底を図るため、関係職員に対し令和3年度中堅職員向け会計事務研修の資料を用いて研修を実施するとともに、所属内で情報共有を行い、適正な事務処理について再確認を行った。 今後は、複数人で確認を行うなどチェック体制を強化することにより大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。

# 決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
動物愛護管理センター	2年度分に係る経費支出伺書(支出負担行為)の決裁が業務開始後に行われていた。 業務名称:動物愛護管理センターの機械警備業務(1)契約日:平成29年5月19日(2)委託期間:平成29年7月1日から令和4年6月30日まで(3)契約金額:1,044,087円(4)令和2年4月分検査日:令和2年5月1日(5)令和2年4月分請求日:令和2年5月15日(請求金額17,545円)(6)経費支出伺書の起案日:令和2年5月11日(7)経費支出伺書の決裁日:令和2年5月12日(8)支出負担行為額(令和2年度):210,540円	強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に 関する事務を委任された者は、予算の範囲内である ことを確認した上で支出負担行為をしなければなら ない。	検出事項は、財務規則を十分に確認しないまま処理したことにより生じたものである。 今回の会計事務の不備に関して、センター職員を対象に会計事務研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、朝礼において注意喚起を複数回行った。また、年度当初に契約等の手続が必要な案件をリストアップして、手続漏れがないか確認することとした。 今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。